

下記の建設工事について次のとおり電子入札(条件付一般競争入札)により入札を執行するので、伊佐市契約規則（平成 20 年伊佐市規則第 41 号）第 2 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 7 月 2 3 日

伊佐市長 橋本 欣也

工 事 発 注 表		
工 事 番 号		7 教文受託都整第 13 号
工 事 発 注 課 名		伊佐市 文化スポーツ課 文化芸術係 (TEL0995-23-1311)
発 注 工 事 種 別		電気工事
工 事 名		伊佐市文化会館受変電設備等改修工事
工 事 場 所		伊佐市大口 鳥巢 地内
入 札 方 法		条件付（電子）一般競争入札
工 事 概 要		伊佐市文化会館受変電設備等改修工事 ※受変電設備、発電機設備、電気設備の改修、その他建築改修 敷地面積：9.3ha 延床面積：4,158.13 m ² 構 造 等：鉄骨鉄筋コンクリート造、地下 1 階、地上 4 階建
工 期		仮契約後、議会の議決を得た日から起算して 2 日目から 422 日間
最 低 制 限 価 格 の 有 無		あり
工 事 前 金 払 い ・ 部 分 払 い の 有 無		前金払 一あり 部分払一 なし （次段「請負代金の支払い」を参照のこと。）
請 負 代 金 の 支 払 い		本工事の各年度における支払いは継続費として定めのある金額を上限とし、詳細は次のとおりとする。 ・令和 7 年度の前金払 契約金額の出来高予定額のうち、前金払 40%以内。ただし 10 万円単位とし かつ予算の範囲内で支払うことができる。 ・令和8年度 完成検査合格後、精算払
入 札 保 証 金		免除
契 約 保 証 金		あり
入 札 参 加 形 態		特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、構成員の数は、2 社とする。
共 同 企 業 体 結 成 要 件		(1) 結成は自主結成とし、共同企業体は「構成員 1」「構成員 2」により構成されるものとする。 (2) 共同企業体の代表者は構成員のうち最大の出資比率とし、構成員の出資の割合は、各構成員の関与の割合で定め、各構成員の施工能力を反映した適正なものであること。
共 同 企 業 体 構 成 員 の 要 件	代 表 者 の 要 件 「 構 成 員 1 」	共同企業体の代表者は次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。 (1) 公告日において、鹿児島県内に本社、本店を置き、令和 7・8 年度鹿児島県建設工事入札参加資格（電気工事）格付け区分 A 級を有し、かつ経営規模等評価の総合評価値（P）が1000点以上であり、特定建設業の許可を有している者。 (2) 配置技術者に関する条件 次の要件を満たす監理技術者を本工事に専任で配置できること。 ① 建設業法に規定する一級電気工事施工管理技士の資格を有する者。 ② 建設業法第27条の18の規定による監理技術者証の交付を受け、かつ監理技術者講習を受けている者。 ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者（共同企業体による競争入札参加資格審査申請書提出の日において、連続 3 ヶ月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）
		共同企業体の代表者以外の各構成員は次に掲げる要件を満たしているものとする。 (1) 伊佐市内に本社、本店を置き、伊佐市建設工事入札参加資格審査要綱に基づく入札参加資格（電気工事）格付け区分 A 級を有し、かつ伊佐市が発注した工事で、平成27年 4 月 1 日から公告日までの間に、完成し引渡し完了した電気工事において、主任技術者または現場代理人としての施工実績を有している者。 (2) 次の要件を満たす主任技術者を専任で配置できること。 ① 建設業法第26条第 1 項に規定する主任技術者を本工事の現場に専任で配置できること。 ② 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者（共同企業体による競争入札参加資格審査申請書提出の日において、連続 3 ヶ月以上の直接的な雇用関係のある者に限る。）
	代 表 者 以 外 の 構 成 員 の 要 件 「 構 成 員 2 」	
共 同 企 業 体 の 資 格 の 有 効 期 間		共同企業体の資格の有効期間は次に定める期間とする。 (1) 本工事の契約の相手となった共同企業体は、本工事の履行期間終了後 3 ヶ月が経過するまでを有効期限とすること。ただし、本工事に関する契約不適合責任については、法律または契約上の契約不適合責任が存続する期間において、すべての構成員が連帯してその責任を負うものとする。 (2) 本工事の契約の相手方とならなかった共同企業体は、本工事の契約が締結されるまでを有効期間とすること。
共 同 企 業 体 に よ る 競 争 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書 の 作 成 お よ び 提 出	申 請 書 配 布 場 所	かごしま県市町村電子入札システムの案件情報及び伊佐市ホームページに添付ファイルを設ける。
	配 布 期 間	令和 7 年 7 月 2 4 日（木）から令和 7 年 8 月 1 5 日（金）まで
	申 請 書 の 提 出	本工事の入札参加を希望する者は、次の書類を持参により提出しなければならない。なお、下記日時までに提出した者で、かつ、入札参加資格確認通知書の発行を受けた者でなければ、本入札に参加することができない。 (1) 提出書類 ① 共同企業体による競争入札参加資格審査申請書 ② 特定建設工事共同企業体協定書 ③ 建設業許可通知書の写し ④ 経営事項審査結果通知書の写し ⑤ 専任配置予定技術者の資格者証等の写し ※ 申請時点で配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者（3 人を限度とする。）を届出する事ができる。 この場合は全員について提出すること。 ⑥ 各実績を証明できるコリンズ等の写し (2) 提出部数 2 部（正本 1 部、副本 1 部） ※フラットファイル A4 版縦長に製本し、提出すること。 (3) 受付期間 令和 7 年 7 月 2 5 日（金）から令和 7 年 8 月 1 5 日（金）まで （ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。） (4) 受付時間 8 時 30 分から 17 時 00 分まで（ただし、正午から 13 時 00 分までを除く。） (5) 受付場所 〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里 1888 番地（伊佐市役所大口庁舎 2 階） 伊佐市 財政課 入札契約係 TEL0995-23-1311（内線：1144） e-mail：keiyaku@city.isa.lg.jp

	留 意 事 項	(1) 共同企業体による競争入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とする。 (2) 提出された書類等は返却しないものとする。 (3) 共同企業体による競争入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書において、虚偽の記載または著しく不適切な記載がある場合は、本工事の入札に参加することはできない。
設計図書等の配布方法	配 布 方 法	記録媒体（CD-ROM等）により配布。事前に受取日を電話連絡の上、借用申請書兼誓約書を提出すること。 なお、記録媒体の返却は原則として入札後とするが、配布後、入札参加ができなくなった場合は、ただちに返却すること。
	配 布 期 間	令和7年7月23日（水）から令和7年9月10日（水）（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 8時30分から17時00分まで（ただし、正午から13時00分までを除く。）
	配 布 場 所	伊佐市 文化スポーツ課 文化芸術係（伊佐市役所菱刈庁舎 3階） TEL0995-23-1311（内線：2323） e-mail：bunka@city.isa.lg.jp
工事費内訳書提出の有無	あり	(1) 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。 (2) 工事費内訳書の様式は任意とするが、記載内容は工種、金額等を明らかにすること。 (3) 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。
入 札 書 等 送 付 方 法	かごしま県市町村電子入札システムを使用して提出すること。	
入 札 参 加 資 格 確 認 通 知 書 類	令和7年8月21日（金） ※ 電子メールにて送信する。	
入 札 説 明 書 請 求 期 限	令和7年9月4日（木） 17時00分まで（ただし、入札説明書は本公告で兼ねる。）	
（電子入札）参加資格申請書受付期間	開始日時：令和7年7月24日（木） 8時30分 終了日時：令和7年9月1日（月） 13時00分	
（電子入札）参加資格確認通知時刻	開始日時：令和7年9月1日（月） 13時00分 終了日時：令和7年9月1日（月） 17時00分	
現 場 説 明 会 開 催	なし	
本 工 事 に 関 する 質 問 方 法 等	方 法：電子メール 送信先：文化スポーツ課 文化芸術係 e-mail：bunka@city.isa.lg.jp 質問締切日時：9月1日（月） 正午まで	
本 工 事 に 関 する 回 答 方 法 等	質問に対する回答は、令和7年9月4日（木）までに入札参加者全社にメールにて回答する。	
入 札 書 受 付 期 間	開始日時：令和7年9月5日（金） 8時30分 終了日時：令和7年9月11日（木） 9時00分	
開 札 予 定 年 月 日	開始日時：令和7年9月11日（木） 10時00分	場所 伊佐市 財政課 入札契約係
契 約 担 当 課	伊佐市 文化スポーツ課 文化芸術係	
参 加 資 格 に 関 する 事 項	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者 (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定により指示または営業の停止を受けていない者 (3) 本工事に係る設計業務等の受託者（株式会社ナック）または当該受託者と資本もしくは人事面において関連がない者であること。なお、「当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある者」とは、次の①または②に該当する者である。 ① 当該受託者発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者 (4) 市が公告の際に提示した条件等に適合する者。 (5) 対象工事に現場代理人及び建設業法第26条による主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができること。 (6) 公告から入札時までの期間において、伊佐市建設工事等指名競争入札参加者等の指名基準及び指名停止に関する要綱（平成20年11月1日告示第80号）の規定に基づく指名停止を受けていない者。 (7) 手形交換所による取引停止処分または主要取引先からの取引停止等の事実がなく経営状態が健全な者。 (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続きの決定を受けている者もしくは更生手続き開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続きの決定を受けている者もしくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。その他、経営状態が著しく不健全である者でないこと。 (9) その他建設業法等の法令・規則等に違反していない者	
入 札 の 無 効 に 関 する 事 項	(1) 談合その他不正な行為があったと認められるもの。 (2) 工事費内訳書の提出を求められた場合において、工事費内訳書の提出がなされていない入札。 (3) 入札書の工事名と工事費内訳書の工事名が相違する入札。 (4) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札。	
落 札 者 の 決 定 方 法	(1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で最低の価格で入札した者を落札者とする。 (2) 入札の回数は、1回とし落札者がいない場合は、改めて入札の公告を行い入札に付する。なお、応札者が1者の場合でも入札は実施する。	
落 札 者 の 契 約 書 案 等 の 提 出	落札者は落札決定通知を受けた日から7日以内に、契約書の案並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者または免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。なお、提出期限までに契約書の案を提出しないときは、契約の締結をしない旨の申出をしたものとみなす。	
注 意 事 項	(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (2) 工事は市契約規則、市契約請負約款に準じ施工すること。 (3) 工程表、現場代理人選任通知書及び関係書類を契約書と同時に提出すること。 (4) 建設業者退職金共済組合掛金収納書、各標準仕様書及び関係書類を工事着手前に提出すること。 (5) 本工事については、議会の議決を得るまでは仮契約とする。なお、当該契約が市議会の議決で否決されたときは当該契約は無効とし、伊佐市は一切の責任を負わないものとする。	